2021年4月1日改定 新潟信用金庫

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ICチップが付加されたカード (以下「ICカード」といいます。) を利用するにあたり特に適用される事項を 定めるものです。
- (2) この特約は当金庫カード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。またこの特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約によって使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫のカード規定の定義によるものとします。
- (ICカードの利用)
 ICカードは次の場合に利用することができます。
- (1) 当金庫所定のICカードが利用できる預金機を使用して預金に預入れまたはカードローンの貸越金の臨時決済をする場合。
- (2) 当金庫所定のICカードが利用できる支払機を使用して預金の払戻しまたはカードローンの貸越を受ける場合。
- (3) 当金庫所定のICカードが利用できる振込機を使用して振込資金を預金口座またはカードローンからの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合
- 3. (ICカードの発行時における手数料の取扱い) 再発行で、ICカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

4. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相応の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上